

平成12年度「特別課程」案内

1. 概要

本課程は、公衆衛生に関する生涯教育として、公衆衛生関係業務に従事している者に対し、業務に関する最新の知識・技術・技能を修得させるために設けられているもので

あり、各種の専門コースを開設し、各コースごとに時代の要請に即応した教育を実施する。

教育期間は、概ね1カ月である。本年度は、15コースを開設する。

2. コース及び教育期間

コース名	コースの概要	教育期間
衛生科学特論	国及び地方公共団体等の試験研究機関において、公衆衛生分野の化学分析、生化学的及び生物学的試験等に関する業務に従事する者に対し、各人に特定の研究課題を定め、文献調査、研究計画の作成、実験研究及びその結果の解析を実施することにより、生活環境中の汚染物質の分析・動態・影響、食品の衛生化学、医薬品の衛生化学と生物活性、廃棄物の処理・分析等に関する専門的な知識及び技術の教育を実施する。	(前期) 平成12.5.8(月) ～ 6.2(金) (中期) 平成12.10.26(木) ～ 10.27(金) (後期) 平成13.2.19(月) ～ 3.2(金)
疫学統計	国及び地方公共団体等において、公衆衛生に関する業務に従事する者に対し、公衆衛生活動において、調査を計画し、情報を収集・解析する際に必要な疫学、統計学の知識と技術の教育を実施する。	(前期) 平成12.5.8(月) ～ 5.24(水) (後期) 平成12.11.6(月) ～ 11.21(火)
公衆衛生看護管理	国及び地方公共団体等において、管理的立場にある保健婦(士)に対し、管理に関する処理論を学び、管理者としての判断の基盤となる最新の情報を収集して、課題を的確に把握する能力を養うとともに、より効果的な活動を創造し展開するための知識と技術の教育を実施する。	平成12.5.8(月) ～ 6.2(金)
住まいと健康	国及び地方公共団体等において、保健婦、環境衛生監視員等に対し、住居と健康にかかる専門的な知識及び技術の教育を実施する。	平成12.6.12(月) ～ 7.12(水)
地域保健医療福祉計画	国及び地方公共団体等において、保健医療福祉に関わる計画策定に従事する、または従事する予定のある医師、歯科医師並びに公衆衛生従事者に対し、地域保健医療福祉計画の概念を理解するとともに、自らの力で自発的に計画策定を行う必要性を理解し、計画策定に関する総合的かつ実践的な知識・技術の教育を実施する。	平成12.6.12(月) ～ 7.7(金)
食肉衛生検査	地方公共団体の食肉衛生検査所等において、と畜検査員として食品衛生に関する業務に従事する獣医師に対し、食肉の衛生的安全管理を図るための専門的知識と技術の教育を実施する。	平成12.6.12(月) ～ 7.12(水)
ヘルスプロモーション	国及び地方公共団体等において、公衆衛生、保健・福祉活動に関する業務に従事する者に対し、ヘルスプロモーションに関する理解を深め、各分野の実際の業務において実践する知識及び技能の教育を実施する。	平成12.9.4(月) ～ 9.29(金)
廃棄物処理	国及び地方公共団体等において、廃棄物処理に関する業務に従事する者に対し、廃棄物処理に関する専門的な知識及び技術の教育を実施する。	平成12.9.4(月) ～ 10.6(金)
公衆栄養	国及び地方公共団体等において、栄養士業務に従事する管理栄養士に対し、地域保健法の施行による住民の健康づくり、生活習慣病予防を行うため公衆栄養、地域栄養対策の視点から専門的指導者および栄養改善活動の中心人物を養成する。	平成12.9.4(月) ～ 10.4(水)
食品衛生管理	国及び地方公共団体等において、食品衛生に関する業務について指導的立場にある者に対し、食品衛生管理にかかる専門的な知識及び技術の教育を実施する。	平成12.11.22(水) ～ 12.22(金)

コース名	コースの概要	教育期間
水道工学	国及び地方公共団体等の水道関係部局において、水道施設の計画、設計、運転、維持管理、水質監視並びにこれらに関する指導監督等の業務に直接従事する者に対し、水道工学にかかる専門的な知識及び技術の教育を実施する。	平成12.11.6(月) ～ 12.15(金)
薬事衛生管理	国及び地方公共団体等において、GMP監視業務に従事している薬剤師又はこれから従事する予定の薬剤師に対し、医薬品及び医療用具の品質保証並びにGMPに関する最新の知識及び薬務行政に関する重要課題の教育を実施する。	平成13.1.9(火) ～ 2.9(金)
ウイルス	地方の衛生研究所等において、ウイルスに関する業務に関与している者に対し、ウイルス学、免疫学および分子免疫学等について体系的な理解と新しい知識及び技術の教育を実施する。	平成13.1.9(火) ～ 2.8(木)
思春期保健	保健所に勤務する医師、保健婦(士)、看護婦(士)助産婦又は小・中・高校に勤務する養護教諭等に対し、思春期保健に関して地域で指導的役割を果たす人材を養成する教育を実施する。	平成13.1.9(火) ～ 2.7(水)
医療放射線監視	国及び地方公共団体において、医療放射線の監視、監督等の業務に従事する者に対し、放射線衛生学の基本並びに放射線管理と監視に関する専門的な知識及び技術の教育を実施する。	平成13.2.13(火) ～ 3.14(水)